

令和 6 年 3 月 30 日

於・ふらっと

登録記念講演会

## 鷹栖の装蹄用具及び関連資料の登録によせて — 保存と活用 —

文化庁 民俗文化財調査官

加藤 基樹

はじめに

- ・「鷹栖の装蹄用具及び関連資料」399 点 国登録有形民俗文化財に登録  
(令和 6 年 3 月 21 日 官報告示)
- ・登録答申へのプロセス  
昭和 53 年 郷土資料館開館  
平成 22 年 文化庁「登録有形民俗文化財伝承状況調査」  
令和 3 年 資料調査等を経て 登録
- ・地元が貴重と評価し、守ってこられた民俗資料

登録・有形・民俗文化財

- ・文化財類型と「民俗文化財」
- ・「民俗文化財」とは 「民俗」「民俗学」「民俗文化財」  
文化財保護法における定義  
「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」(文化財保護法 第 2 条第 3 項)
- ・風俗慣習、民俗芸能、民俗技術の 3 つの分野 = 無形の民俗文化財  
この 3 つの分野に用いられてきた用具や施設 = 有形の民俗文化財
- ・指定制度と登録制度  
「重要有形民俗文化財」の指定 (昭和 25 年～) 226 件 →227 件  
⇒特に重要なもの  
「登録有形民俗文化財」の登録 (平成 17 年～) 49 件 →51 件  
⇒保存と活用が特に必要なもの  
※令和 4 年度「陸前高田の漁撈用具」(3,028 点)が重要有形民俗文化財に指定。  
平成 19 年度に登録されていた「陸前高田の漁撈用具」(2,045 点)の登録は解除。
- ・北海道の有形民俗文化財
  - 1, 「アイヌのまるきぶね (河沼用)」1 隻・北海道大学(農学部附属博物館)
  - 2, 「アイヌの生活用具コレクション」730 点・函館市
  - 3, 「留萌のニシン漁撈用具(旧佐賀家漁場)」3,745 点・留萌市
  - 4, 「北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」1,121 点・個人
- ・北海道で初めての登録有形民俗文化財の登録

## 鷹栖の装蹄用具及び関連資料の概要

### ・文化財としての評価

我が国では、近代以降、殖産興業政策として北海道の開拓が行なわれ、日本有数の馬産地であった北海道では、土地の開墾や農場の整備に馬が重用された。そのため、道内には数多くの装蹄所が設けられ、馬の蹄の保護や健康管理に装蹄職人が大いに活躍した。

本件は、鷹栖町で営まれていた装蹄所の用具がまとめて収集されており、当地における装蹄の実態を伝える資料群となっている。また、冬期用の蹄鉄類など寒冷地ならではの用具も含まれ、地域的特色も顕著である。

北海道における装蹄職人の技術や近代の開拓の様相を理解する上で注目される。

### ・郷土資料館の開館まで

(佐藤一郎氏の述懐) 「鷹栖町の歴史も明治 25 年に始まり、87 年。府県のものにくらべてあまりにも日は浅いが、しかし、府県の歴史には見られない、今まで顧みられなかった寒冷地開拓という歴史がある。そこには、今の時代にははかり知れない苦難の数々を経て、今日の発展が築きあげられたものであり、今後、誰も予測できない逆境に立つことがあっても、これに耐え忍び再起への糧となることを信じたい」(「郷土資料館奮戦記」より)

### ・装蹄用具の概要 治療用具も含む

### ・関連資料の概要

## さらなる活用への期待 一用具の背景への関心一

### ・牧場・農場開拓 豊会館(又十屋敷) 滋賀県豊郷町

### ・藤野農場を事例として

### ・馬との関わりの歴史的背景への探求も

⇒各地とのつながり、文化交流の変遷研究。地域的な特色、より鮮明に。

## 保存と活用にむけて

### ・保存管理等 (文化財保護法 第 90 条) ゆるやかな保護 届出制

### ・有形の民俗文化財の保存・活用等への支援

### ・民俗文化財活用の理念

民俗文化財は、日本人の伝統的な生活に根差し、日々の暮らしの中で伝えられてきたもので、「自文化理解」のための貴重な文化資源であり、「過去」と「現代を生きる我々」とを繋ぐ大切な財産。

① 馬とともに生きてきた先人のころ、鷹栖の自然、風土を見直すことにもつながる文化財。

② 地域の先人たちが成し遂げた成功体験の遺品。地域文化の向上へ。

③ 自分たちの「宝」という認識を持ちつづけられるかどうか。